

キャリアアップ助成金(多様な正社員コース)支給申請チェックリスト (勤務地限定正社員制度または職務限定正社員制度の新規規定・適用)

27.4.10

事業所名		
制度を新たに規定後、転換等した対象労働者に対し6か月分の賃金を支給した日 平成 年 月 日	申請期間 (6か月分の賃金を支給した日の翌日から2か月以内) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
No.	確認 提出書類	留意事項
1	<input type="checkbox"/> キャリアアップ助成金支給申請書(様式第7号) <input type="checkbox"/> 5-1 多様な正社員コース内訳(様式第7号(別添様式5-1)) <input type="checkbox"/> 5-2 多様な正社員コース支給対象者詳細(様式第7号(別添様式5-2))	申請書余白に捺印を押印してください 用紙が不足する場合は、様式第7号(別添様式3)(継紙)に記載し添付してください。
2	<input type="checkbox"/> 支給要件確認申立書(共通要領 様式第1号)	
3	<input type="checkbox"/> 支払方法・受取人住所届	支払先口座未登録の場合のみ
4	<input type="checkbox"/> 確認を受けたキャリアアップ計画書(写)	
5	<input type="checkbox"/> 勤務地限定正社員制度または職務限定正社員制度のうち、当該雇用区分を規定した労働協約(写)または就業規則(写)	
6	<input type="checkbox"/> 勤務地限定正社員制度または職務限定正社員制度のうち、当該転換制度または直接雇用制度を規定した労働協約(写)又は就業規則(写)その他これに準じるもの	※①面接試験や筆記試験等の適切な手続き、②要件(勤続年数、人事評価結果、所属長の推薦などの客観的に確認可能な要件・基準などをいいます。)及び③実施時期を明示していることが必要です。 ※上記5と同じである場合を除きます。
7	<input type="checkbox"/> 対象労働者の転換または直接雇用前および転換または直接雇用後の労働条件通知書等(写)	
8	<input type="checkbox"/> 正規雇用労働者に適用される就業規則(写)	
9	<input type="checkbox"/> 転換日または直接雇用日に雇用されていた正規雇用労働者の労働条件通知書等(写)	
10	<input type="checkbox"/> 対象労働者の賃金台帳(写) (日締 日払)・(月給制 ・ 日給制 ・ 時給制 ・ その他)	対象労働者について転換前6か月分※1 および転換または直接雇用後6か月分※2 ※1 転換日の前日から6か月前の日(有期実習型訓練修了者については有期実習型訓練の開始日)までの賃金に係る分 ※2 転換日または直接雇用日から6か月経過する日までの賃金に係る分
11	<input type="checkbox"/> 対象労働者の出勤簿(写)、タイムカード(写) (出勤状況が確認できる書類)	対象労働者について、転換前6か月分(有期実習型訓練修了者については有期実習型訓練の開始日から転換日の前日までの分)及び転換または直接雇用後から6か月分
12	<input type="checkbox"/> 【中小規模事業主である場合】 事業所確認表(様式第8号)	常時雇用する労働者の数が300人以下の場合
対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合に支給申請に必要な書類は上記に加えて、次のとおりです		
13	<input type="checkbox"/> 【対象労働者が母子家庭の母等の場合】 児童扶養手当証書(写)またはひとり親家庭医療証(写)及び住民票(写) ※住民票は世帯全員の続柄が記載されているものがが必要です。 ※勤務地限定・職務限定正社員への転換時点において「母子家庭の母等」であったことが必要です。 ※上記の書類がない場合や勤務地限定・職務限定正社員への転換時点において「母子家庭の母等」であったことが確認できる書類がない場合は、事前にご相談ください。	
14	<input type="checkbox"/> 【対象労働者が父子家庭の父の場合】 児童扶養手当証書(写) ※勤務地限定・職務限定正社員への転換時点において児童扶養手当の支給を受けている「父子家庭の父」であったことが必要です。 ※勤務地限定・職務限定正社員への転換時点において児童扶養手当を受給していたことを証明する書類がない場合は、事前にご相談ください。	
※	<input type="checkbox"/> 支給申請チェックリスト	確認済みのこのチェックリストも添付してください

※ 支給申請に係る注意点は以下のとおりです。

- ・ 支給申請期間を経過した場合は支給申請を受理することはできません(1日でも不可です)。
- ・ 上記表中の提出書類の「(写)」となっている書類は、原本をコピーの上、A4サイズで提出願います。

福岡労働局受理印

※ 助成金に係るお問い合わせは、下記をお願いします

福岡労働局 福岡助成金センター (担当)

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-1-1 福岡合同庁舎本館1階

TEL (092) 411-4701 FAX (092) 411-4703